

第5章 第2期健康増進計画の 推進・管理・評価

1 計画の推進

本計画は、住民一人ひとりの取り組みが主体となっています。計画の推進にあたっては、住民が本計画を知り、健康づくりに興味、関心を持ち、自らの健康状態を理解し、主体的に健康づくりに取り組むことが重要となります。

行政は、関係機関・地域と連携しながら、住民が主体的に健康づくりをしやすい環境を整えていきます。

(1) 計画推進における役割分担

1) 町民の役割

自分の健康状態に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことが重要であることを理解し、健康行動を起こすことが大切です。また家族や地域など身近な人と交流し、健康づくりを進めることで、家庭、地域、職場、町全体に健康づくりの輪が広がります。

2) 地域の役割

行政や関係機関と連携することで、町全体の健康意識の向上を図ることができます。主体的に健康づくりを行う環境や継続を促す仲間づくりに大きな役割を担っています。

3) 行政の役割

町民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、情報提供や一人ひとりへの支援を行います。また地域や関係機関と連携しながら、健康づくりが実践しやすい環境を整えていきます。

また、計画の推進状況の管理や検証を進めます。

2 計画の推進状況の管理・評価

評価・検証は、健診や医療等に関する統計データや関連施策や保健事業に関するデータ、住民の健康意識、健康行動などアンケート結果を活用し、健康に関する状況を客観的に整理します。

また総合保健福祉計画策定委員会で委員から意見をもらい、各分野での具体的な取り組みの評価・検証を行い、住民、地域、行政が一体となって健康づくりを推進します。

第3章「月形町健康増進計画の評価結果」で示した評価指標の達成状況や月形町民の健康実態、今後の課題を基に、第1章「計画策定の概要」の「5 計画策定の理念と方針」に沿って、「生活習慣病の発症予防・重症化予防」「生活習慣の改善の領域別の取り組み」こころの健康や生きがいや役割、交流に関連した「健康を支え、守るための社会環境の整備」について、月形町民の各ライフステージに対する健康づくりに向けた具体的目標と取り組みについて示します。

第 6 章

資料編

計画策定までのあゆみ

日 程	内 容
令和3年 10月18日(月)	<p style="text-align: center;">令和3年度第1回月形町総合保健福祉計画策定委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 月形町総合保健福祉計画の概要について 2 月形町健康増進計画（健康つきがた21）の策定概要について 3 月形町健康増進計画（健康つきがた21）の策定スケジュールについて
令和4年 7月20日(水)	<p style="text-align: center;">令和4年度第1回月形町総合保健福祉計画策定委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現状の把握と分析について 2 アンケートの集計結果について 3 今後のスケジュールについて
令和4年 10月3日(月)	<p style="text-align: center;">令和4年度第2回月形町総合保健福祉計画策定委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第2期月形町健康増進計画（素案）について 2 今後のスケジュールについて
令和4年 12月14日(水)	<p style="text-align: center;">令和4年度第3回月形町総合保健福祉計画策定委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第2期月形町健康増進計画（案）について 2 計画の諮問に関する答申について

○月形町総合保健福祉計画策定委員会条例

平成17年12月19日

条例第25号

改正 平成18年6月26日条例第29号

平成23年3月23日条例第4号

平成24年3月8日条例第2号

月形町総合保健福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 健康増進、高齢者福祉、障害者福祉及び地域福祉（以下「総合保健福祉」という。）の推進を図るため、月形町総合保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、総合保健福祉計画の策定及び推進のため次に掲げる事項を調査、審議し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 健康増進計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障害者基本計画に関すること。
- (5) 地域福祉計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 介護保険被保険者

(4) 国民健康保険運営協議会委員

(5) 地域関係者

(6) 識見者

3 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議の運営は、次のとおりとする。

(1) 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

(2) 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

(3) 会長は、会議の議長となる。

(4) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第6条 委員長は、委員会の案件について専門的に調査研究する必要があると認めたときは、専門部会を設けて審議させることができる。

2 専門部会の構成は、委員会でその都度決定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月26日条例第29号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（月形町介護保険事業計画等策定委員会条例の廃止）

- 2 月形町介護保険事業計画等策定委員会条例（平成10年月形町条例第14号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月8日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

月形町総合保健福祉計画策定委員会委員名簿

任期: 令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

条項	人数	役職	選出項目	職名	氏名	所属
1号	2	委員長	保健医療関係者	統括部長	藤 井 徹 也	介護老人保健施設月形緑苑
				事務長	吉 永 裕 也 (~令和4年3月31日) 高 田 恵 一 (令和4年6月1日~)	国民健康保険月形町立病院
2号	5		福祉関係者	事務長	福 島 麗	特別養護老人ホーム月形愛光園
				園長	保 坂 昌 知	月形藤の園
				管理者	高 畠 康 典	障害者支援施設雪の聖母園
				管理者	真 鍋 陽 一	障害者支援施設つきがた友朋の丘
				理事	福 居 正 憲 (~令和4年8月22日) 西 野 智 佳 子 (令和4年10月3日~)	月形町社会福祉協議会
				事務局長	尾 崎 美 世 子	月形町身体障害者福祉協会
3号	2		介護保険被保険者(第1号・65歳以上)	会長	西 山 雅 俊 (~令和4年7月19日) 坂 田 忠 雄 (令和4年7月20日~)	月形町老人クラブ連合会
				部員	田 畠 弘 恵	JA月形町女性部
4号	1		国保運営協議会	会長代理	廣 野 和 男	月形町国民健康保険運営協議会
5号	2		地域関係者	議長	竹 田 紘 一	月形町行政区連絡会議
				委員長	堀 真 理 子	月形町赤十字奉仕団
6号	1	副委員長	識見者	会長	山 田 啓 一	月形町民生委員児童委員協議会
計	14					

【事務局】

月形町保健福祉課	事務局長	渡 辺 泰 子	保健福祉課長
	事務局員	柴 田 理 江	保健福祉課長補佐
		鈴 木 真 紀	保健福祉課保健係長
		中 村 麻 希	保健福祉課高齢者支援係長
		森 田 祐 也	保健福祉課地域福祉係主査
		後 藤 拓 也	保健福祉課高齢者支援係主査

